

中島友玄の閑谷并医学館入学諸事留

—明治初年の医家継承事情—

中島 洋一

日本医史学会／医療法人洋友会 中島病院

江戸時代上は大名から下は一般庶民の商家にいたるまで家業の継承は家の存続に関わる重大事であった。医家に於いてもその例外ではない。

本演題は備前国邑久郡北島村の在村医中島友玄の書き残した「閑谷并医学館入学諸事留」をもとにして中島家六代目継承問題を取り上げてみた。

中島友玄は文化四年中島宗仙の嫡男として生まれ、天保十一年宗仙の跡を継いで中島家四代目の当主となった。天保六年長男の玉之介（医名玄章）が生まれ、安政三年家業を継いで五代目当主となった。友玄は上寺山に「検草亭」を造り隠居した。しかし安政七年玄章が二十五才で亡くなってから家業継承問題が生じた。友玄には二人の娘がいた。姉の比佐は弘化元年生まれ、妹の真佐は嘉永四年生まれである。友玄は文久二年比佐に磐梨郡、郡医木梨元貞の弟順策を養子としたが比佐は一女和歌野を残し十九才で亡くなったため順策は中島家を去った。同年友玄は邑久郡東幸崎村医師廣井寿庵の次男哲（医名玄庵）を迎え養子とした。玄章には二男があり友玄は長男良民を中島家の後継者と考え、明治元年養子哲を次女真佐と結婚させ、近郷射越村の親族和田家の継養子とし若年良民の支えとすべく射越村で開業させた。そして友玄は明治二年哲と良民を岡山藩医学館に進学させるべく閑谷学校に入学させた。

明治二年正月友玄は名主広三郎を通じて閑谷学校へ入学願書を出している。それに依れば「伴玄庵二十七孫良民十六読書習字等仕度奉、書生部屋御遣、仕度等台所にてご厄介」と願い上げている。入学諸事留には兩名の帰郷、帰房の月日、与えた小遣い、先生へのお土産など事細かに記載している。

兩名は明治三年十二月九日医学館に入学したのであるが明治四年五月から良民の記録が消えている。記録は明治四年九月十九日、玄庵に三百目の小遣いを渡したところで途絶えている。玄庵が卒業したという記録もない。玄庵は入学当時二十七才で医学の修業も済み一人前の医者であった。あえて医学館に入学させたのは良民の支えの為であろう。良民が学業をやめれば玄庵の在学も目的を失ったと思われる。

しかし、ここで又医家継承問題が生じてきた。比佐が亡くなり順策が去り、良民が医業を継承出来ないと中島家の家業が途絶えるのである。友玄はここで中島家と和田家の当主交換を画策するのである。

明治九年に役所に提出した送籍之義願、明治十二年の家名相統養子願いが残っている。

家名相統養子願

哲義明治九年八月本郡北島村医術外舅中島友玄且ツ双方親族協議之上中島家名相統之儀契約仕依テ友玄所有地及ビ居宅等ヲ哲名前ニ譲リ受ケ勿論哲所有地等居宅等ハ友玄次男良民名前ニ譲リ渡シ適宜ニ双方換り合既ニ本村エ同時ニ転籍致シ居リ申処同十年二月六日友玄死亡仕候ニ付跡家事向實際差支エ儀御座候素ヨリ哲ハ中島友玄跡目相統致シ度奉存候且ツ良民儀ハ作便宜ニ付父友玄存生中義兄和田哲跡相統ノ儀契約仕之父友玄病中遺言致シ居申ニ付前頭之通何卒和田哲跡目相統仕度依之双方親族連署ヲ以テ此段奉願上候也

中島友玄次男良民が農を好み医業を好まぬゆえ友玄女婿の和田哲と家屋敷財産を二分し双方換わり転籍していたが、友玄が亡くなったので和田哲に中島家の跡目相統を願いたい、といった内容である。そして「医業開業観察御書換願」を明治十一年に出している。和田哲は転籍し中島哲になり、中島良民は和田良民となった。届け出には中島友玄次男良民となっているが良民は玄章の長男であるから実際は友玄の孫である。あえて次男と偽ったのは兄弟にした方が許可されやすいと考えたのでであろう。

かくの如く家業の継承は家の存続にかかわる重大な問題であった。友玄は明治九年十二月二十四日、数え七十才で亡くなったが届け出は明治十一年に提出されている。